

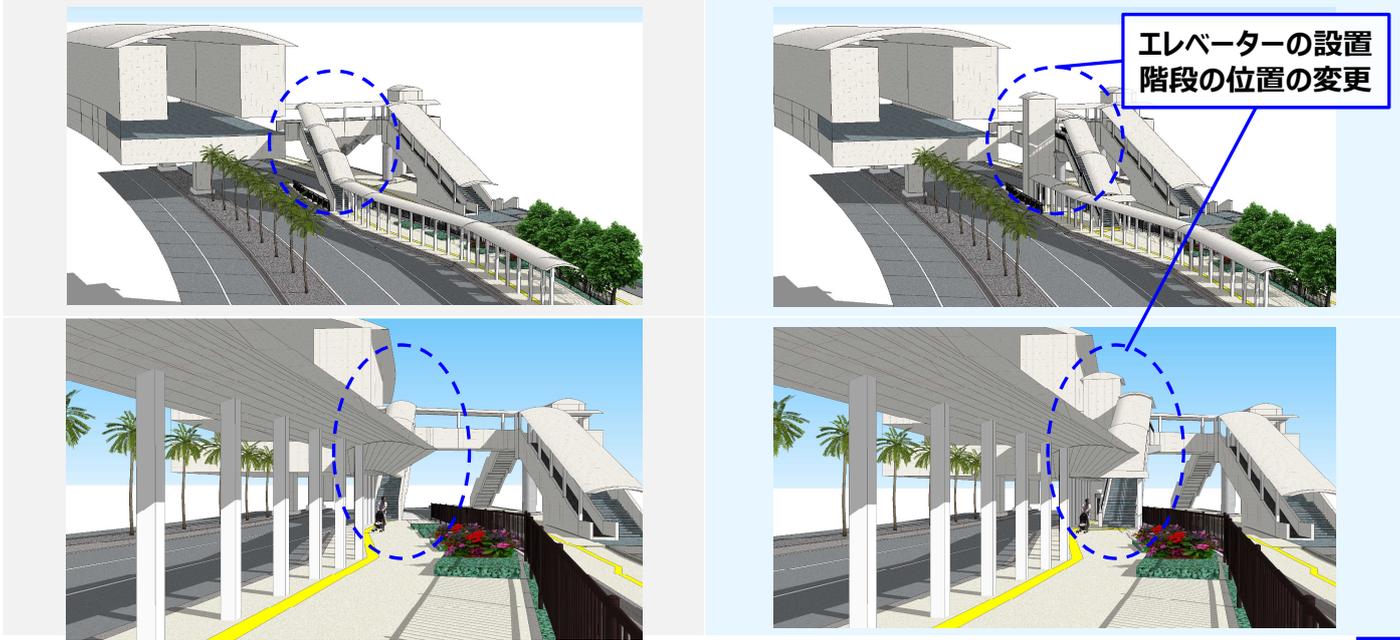
### 3-1 都市計画変更案のイメージ図

#### エレベーターの設置

- モノレールは、道路高所に位置するため、モノレール駅舎にアクセスするためには利用者の移動を円滑にする必要があります。
- このため、古島駅から古島駅前バス停（大平向け）への自由通路を改修しエレベーターを設置する計画です。これに伴い階段の位置に変更があります。

現状

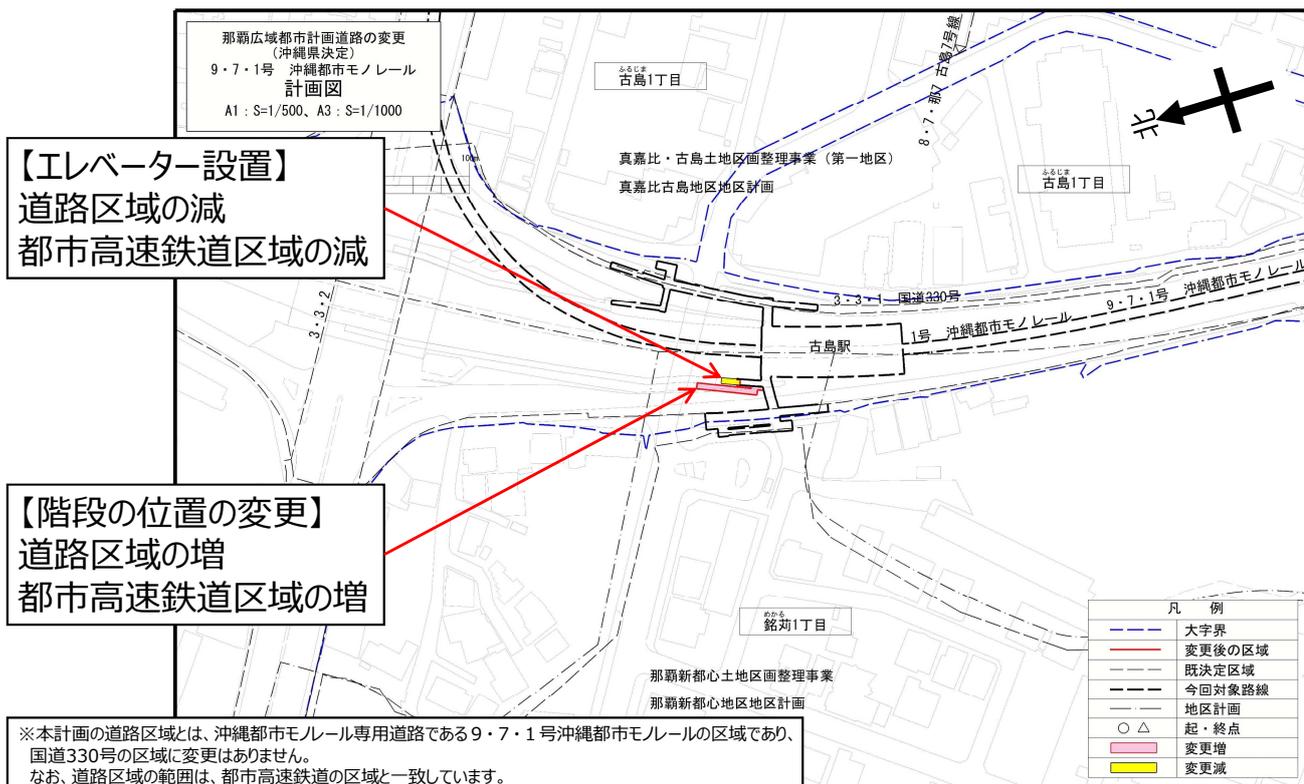
計画



### 3-2 都市計画変更案の計画図

#### エレベーターの設置

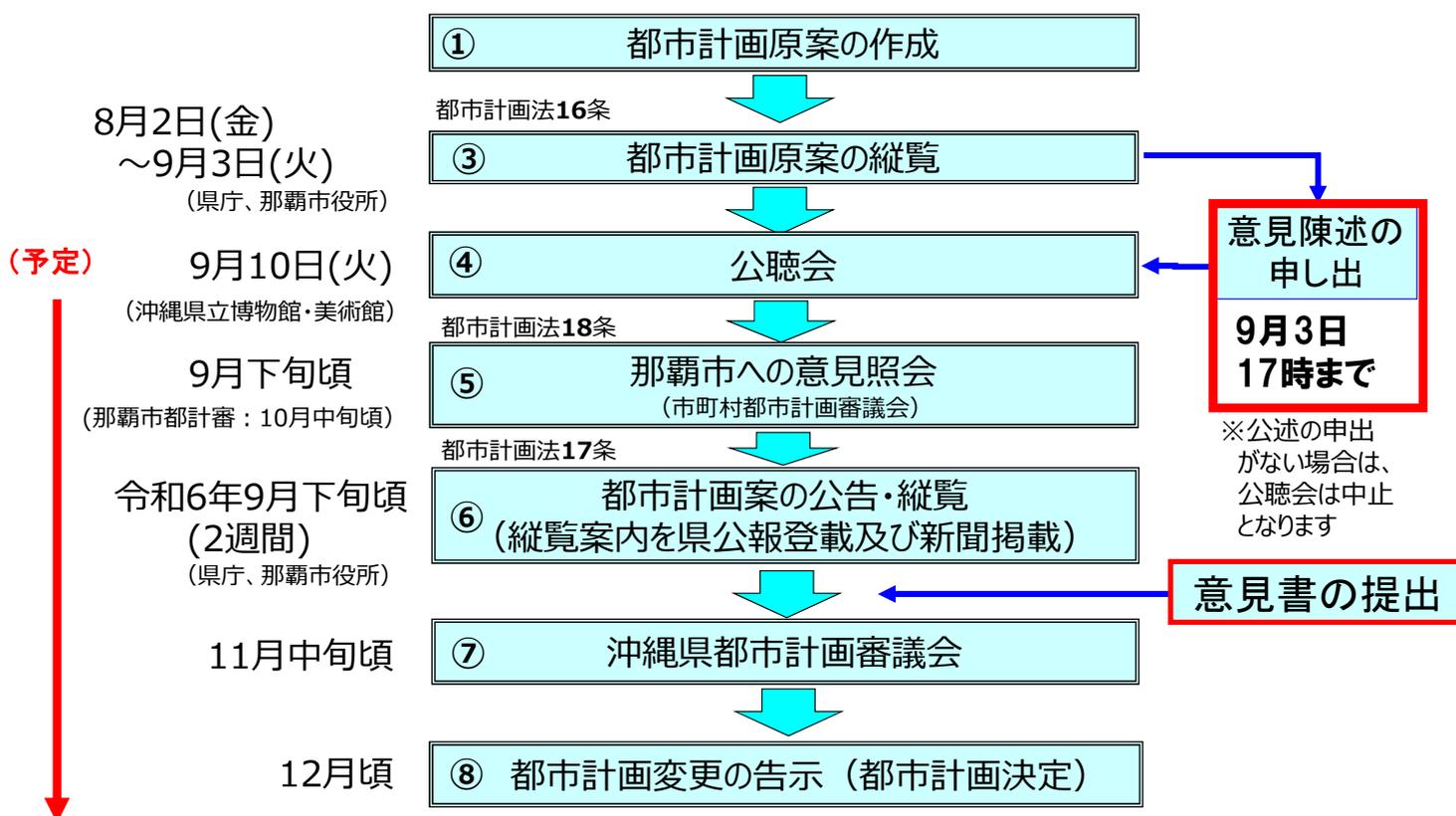
- 現在の階段の位置にエレベーターを設置しますが、一部沖縄都市モノレールの区域から除きます。
- 新たな階段の位置を沖縄都市モノレールの区域として追加します。



# 沖縄都市モノレールの変更（案）について

1. 都市計画の概要
2. 道路及び都市高速鉄道の整備の背景
3. 都市計画変更（案）
- 4. 都市計画変更に向けた手続き**

## 4-1 都市計画変更に向けた手続きのフロー図



## 4-1 都市計画変更に向けた手続き

- 当該案件に関する意見を述べる機会は、①「公聴会」での意見陳述の申し出及び②「都市計画案の縦覧期間中」の意見書提出において用意されております。
- 公聴会において意見を述べようとする者は、期日までに**意見の要旨及びその理由並びに住所、氏名、職業及び年令**を記載した公述申し出書を知事に提出します。（住所氏名について、法人の場合は、所在地、名称とし、担当者名もご記載願います。）
- 公聴会のための都市計画原案の縦覧期間中に意見陳述の申し出が無い場合は、公聴会は開催しません。
- 公述者の要件は、**那覇広域都市計画区域**（宜野湾市、那覇市、浦添市、糸満市、豊見城市、西原町、与那原町、南風原町、北中城村及び中城村の全域並びに八重瀬町（具志頭地域を除く）**に住所を有するもの**となります。
- 手続きフロー図は現時点の予定であるため、今後スケジュールが変更になることがあります。手続きの状況は、随時都市計画・モノルール課ホームページ等に掲載します。

### 沖縄県都市計画公聴会規則

（第4条）公聴会に出席して意見を述べることができる者は、公聴会の案件に係る都市計画区域内において住所を有する者とする。  
（第5条）公聴会に出席して意見を述べようとする者は、公聴会の開催の日の一週間前までに、意見の要旨及びその理由並びに住所、氏名、職業及び年令を記載した書面（公述申し出書）を知事に提出しなければならない。